平成２３年（フ）第７０７３号
大阪市東成区中本１丁目６－２　福電ビル、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区中崎西３丁目１番２号
破産者　株式会社フジ企画
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３７号
大阪府門真市大字三ツ島945番地の１
破産者　有限会社ライファー
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３９号
大阪府南河内郡河南町中28番１号
破産者　有限会社Ｒ．Ｃ．Ｌ
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９０号
大阪市大正区泉尾５丁目６番１号
破産者　大清株式会社
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９１号
大阪市大正区千島１丁目12番５号
破産者　株式会社ビッグボーイ
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５９号
大阪府豊中市今在家町15番26号、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市長尾家具町４丁目18番地の89
破産者　オーエス工機株式会社
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９４号
大阪市城東区東中浜３丁目11番９号
破産者　株式会社シー・エフ・エス
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３２号
大阪市浪速区木津川２丁目１番16号
破産者　浪速家具装飾株式会社
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３６号
大阪府守口市緑町１番１号
破産者　有限会社涌泉
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６１号
大阪市生野区巽西２丁目10番16号
破産者　不動金属工業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９３号
大阪府松原市阿保３丁目１番27号
破産者　株式会社てらうち
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
堺市中区土塔町3055番地カンタービレ深井301号
破産者　株式会社テック東洋
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
島根県出雲市小山町355番地　コーポ小山１―102、破産手続開始決定時の住所島根県出雲市八島町355番地３
破産者　山根　　勲
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１５８号
岡山県真庭市勝山295番地の１
破産者　有限会社ナカムロ電器
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１１６３号
広島市西区中広町３丁目８番４号
破産者　有限会社エイシン（旧商号電設工業セゾン有限会社）
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６６号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2489番地１
破産者　三条ホーム有限会社
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３６７号
福岡県久留米市御井旗崎２丁目24番40―53号
破産者　神田　勝喜
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１３号
鹿児島県姶良市加治木町木田4955番地５
破産者　福元紀美子（旧姓今吉）
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1889番地１
破産者　久保　征男
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５２８号
群馬県渋川市半田2757　３Ｆ、開始決定時の住所群馬県前橋市西片貝町４丁目15番地５エルドラードハイツ斎藤201号
破産者　宿谷　　敬
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８号
群馬県前橋市[illegible]島町144番地２
破産者　株式会社スタイル建築工房
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係